

2002年5月27日

総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 111-8061

(ふりがな) とうきょうとたいとうくあさくさばしごちようめにじゅうばんほちごう
住所 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号

(ふりがな) けーぶる・あんと・ワイヤレス アイ・イー・シー株式会社
氏名

代表取締役社長 サイモン・カニンガム

ム

連絡先：制度担当 バイスプレジデント リサ・スーツ

電話 03 5820 5010

FAX 03 5820 5510

email lisa.suits@cwidc.com

(制度業務部 担当：飯田)

電話 03-5820-5081

FAX 03-5820-5363

email nobuhisa.iida@cw.com

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」

最終報告草案についての意見書

この度は、標記研究会の研究課題に関し意見書を提出する機会を与您にいただき誠に有り難うございます。

別紙のとおり弊社意見を提出いたしますので宜しくご検討賜りますようお願い申し上げます。

以上

1. 紛争処理委員会の機能強化 1-3 (2)

紛争処理委員会は、設立以来精力的に活動を続けておられるところですが、弊社といたしましては、委員会の持つ機能は、さらに充実されるべきと考えます。委員会の対象とする範囲として、公正競争を確保するためのドミナント事業者の行動に対する規制を実施することや、これを検証するための独自の調査権限、また仲裁、斡旋、総務大臣に対する勧告などの機能にとどまらず、自ら判断し裁定する機能など、さらなる機能強化が求められると考えます。

これらの点については、先般紛争処理委員会が招請したパブリックコメント（2002年5月8日締め切り「紛争処理委員会の運営及び手続きについて」）における弊社意見書を参照していただきたいと思います。

2. グループドミナンス 2-2

弊社といたしましては、本報告書案において言及されているグループドミナンスの概念は、新たな事業形態が予想され、垂直的に新たなレイヤーへ事業展開が必要となっている事業環境において、市場支配力の乱用を防ぎ、市場における公正競争を確保するためには必要不可欠な概念であると考えています。これらの詳細については、これまで弊社が提出した多くのEUにおける新たな規制枠組みを参照した意見書を参照いただきたいと思います。

しかしながら、2-2における市場支配的な事業者の垂直レイヤーへの進出についての言及は、現在の電気通信事業法及びNTT法における考え方を示したにすぎず、依然としてボトルネック設備を有する事業者が市場支配的であることが前提で記述されています。今後、様々な事業形態や、異業種からブロードバンドビジネスへの進出が予想される現在、このドミナントに関する概念も見直す必要があると考えております。欧州におけるSMPの導入については、これまでに再三照会して参りましたが、ボトルネック設備の保有だけがドミナント性を決定する要因ではないことをここで改めて申し上げたいと思います。

従って、このぶんにおいても現在の事業法上で規定されている東西NTTのドミナント性や他のNTTグループのドミナント性も含めて、その規制方法について、レイヤをまたがる新たな事業環境という視点に立った検討が再度必要であるとの明確な記述を追加していただきたいと思います。

3. 高速道路のファイバーも解放されるべき

3-1-2 (3)において、各種の公的主体の持つファイバーを開放すべきとの言及は、弊社として賛同するところであります。先般国土交通省において国の保有する道路、河川等のファイバー開放のための手続きについて意見の招請がありましたが、この手続きは、これらファイバーの開放政策の一環と認識しています。

しかしながらこの中において、高速道路に敷設されている光ファイバーの開放が含まれるのか否かが明確ではありません。高速道路に敷設されている管理用ファイバーも、積極的に開放されるべきと考えますので、明確に開放されるべきことを明記するべきと考えます。

4. ネットワーク再販市場の活性化 3-1-3 ~

MNO に対して様々な義務を課すことについては、時期尚早との意見もあるところですが、この分野についてのドミナント規制のあり方も再検討されるべきと思います。本報告書の中では、移動体通

信の周波数の有限性から事業者が限定されていることを前提とした市場の特殊性から、その規制のあり方の検討の必要性を指摘しているようにに思いますが、本来そのような市場が存在するかの確定を行ったうえでドミナント性の検証を行い、そのあるべき規制を議論すべきと思います。

従って、どの市場で誰がドミナントであり、そのドミナント性に対して公正競争を確保する観点からあるべき規制を検討すべきと思います。弊社といたしましては、ドミナント事業者には、一定の開放義務を課することは有効な手段と考えます。

5 . 技術中立性の確保 4-4-1 (2)

公正な競争環境を整備するために必要な技術中立性の確保は、既存の通信技術と IP 技術の間のみ考慮されるものではなく、固定、移動といったような、現時点でも存在する技術的に異なる分野の間においても着目する必要があります。したがって、本報告書には、固定と移動体といった技術的違のある分野についても、技術中立性という概念の適用が必要である旨の記述を追加していただきたいと思ひます。

6 . 有効競争レビュー

(1) インフラ市場とサービス市場の峻別 4-4-2 (1)

インフラとサービスという区分は、現在の電気通信事業法をもとに想定されているのもと理解しますが、本報告書の議論の原点であるビジネスの階層という観点から見れば、通信サービスは通信インフラの上位レイヤーに位置するビジネスであり、全体を説明している階層構造からはずれたものではありません。従って、このレイヤーをまたがるビジネスが当然存在し、またそのレイヤーをまたぐ事業者の市場支配力についての検証は、他のビジネスモデルにおける公正競争確保の議論と相違ないものと思われまふ。したがって、他の議論と同様に議論されるべきものであって、ここで特別にこの項目を記述する理由が明確ではありません。ボトルネック設備の代替性が確保されたからといって、それだけでそのレイヤをまたぐ事業者のドミナント性が解消されるというものではなく、市場における支配力は総合的に判断されねばならず、またこれを背景とした他の市場に対するレバレッジや、グループドミナンスなどの検証が必要で、現にその市場に競争が存在するのかが問題のはずです。

(2) 市場の細分化 4-4-2 (1)

市場の確定にあたって、必ずしもその市場区分を限りなく細かく定義すればいいと言うものではないと思ひます。確定された市場のドミナント性を測定する基準は、そのシェアやボトルネック性のみではなく、様々な指標が必要です。たとえば、サービスの代替性という観点も重要な指標ですが、この点を考慮に入れば、例えばブロードバンドサービスといった、設備からサービスの販売に至るまでを一つの市場として確定する方法も可能になると思われまふ。従って、可能な限り細分化したとしても、その事業者がサービス提供全体にかかわる営業力においてドミナント性があると判断されれば、規制を受けなければなりません。ドミナント性の有無について判断しやすいように市場を定義するのではなく、現実にドミナント性が存在することを明確にするために市場を定義すべきと思ひます。可能な限り細かく定義することが必ずしも有効であるかは検討が必要で、市場の確定は常に見直されなければなりません。それが市場支配力を持つ事業者の規制をゆるめるために見直されるというようなことは本末転倒です。

(3) 事業者からのデータ収集 4-4-2 (1)

様々な事象を判断するためにデータの収集は必要です。しかしながら、データを収集するために事業者に対して新たな規制負担を追わせることは好ましくありません。また、収集されるデータには、事業者の内部情報が含まれる場合が考えられ、厳正かつ公正な取り扱いがなされなければなりません。従って、そのデータ収集の運用の透明性が確保されねばならず、かつ中立性も求められることから、外部からの影響力を排除できる仕組みを整えることが必須です。以上のような背景とあわせて、このような調査は市場支配力を判断する上での基本的事項であることから、これまで弊社が主張してきた独立規制機関を設立して任に当たることが望ましいと考えます。

(4) 役務区分と接続料 4-4-2 (3) (b)

ドミナント事業者の提供するサービス提供料金がネットワークの接続料を大きく下回ることは問題と思います。ドミナント事業者は、その営業力で市場に対して影響力を行使します。その営業力で他の事業者との公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、様々な制限を受けるべきです。市場支配力を行使した営業の結果として自らの接続料負担を軽減できるようなことがあるのであれば、まず他社に対して接続料そのものに反映させ、公正な競争環境を整えるべきであると考えます。これにより規制の利益を広くユーザに還元することが可能となります。従って、接続料金を引き下げするため、その妥当性を常に検証することは必要なことであると考えます。

(5) IP化の進展とユニバーサルサービス 4-4-2 (6)

IP化が進展した事業環境における規制のあり方は、今後の重要な検討課題であり、何をどのように規制していくか、あるいは規制の対象としないかは今後とも検討が必要です。ユニバーサルサービスのあり方についても何を持ってユニバーサルサービスとするかは、今後の検討を待つべきで、現時点で結論を出すことは時期尚早と思います。今後とも透明性を確保したデュープロセスをふまえて検討していくことに賛同するものです。

なお、SMP事業者に対する規制の在り方等、新たな情報通信分野の規制の枠組み構築については、EUで決定した新指令を参考とされることを改めて提言いたします。

http://europa.eu.int/eur-lex/en/oj/2002/l_10820020424en.html

以上

1 . Build up the Strength of the Dispute Resolution Committee

In this report, the Effective cooperation between the function of the committee and competition rule should be required. C&WIDC agree this point and we request to build up the strength of function of the Committee to cover more wide area to progress fair competition condition.

We are expecting to the committee to enforce dominant regulation for keeping the fair competition condition, and to have independent investigation function. Moreover, do not stay to have reconciliation/mediation function and to issue recommendation to Minister, the committee should have function which expanded to make decision by itself.

These our comments were submitted to the Committee as a public comment at early of this month. Please refer to this.

2. Group Dominance 2-2-2

In this report, the argument that there are some possibilities to start discussion of concept of the group dominance to regulate NTT and their subsidiaries business expansion, was described.

C&WIDC would like to say this group dominance concept is indispensable to build new dominant regulation for new business circumstances which were based on the vertical business convergence. This concept will be needed to prevent abusing SMP and to keep fair competition condition in the new market.

The detail of these concept and effectiveness referring new regulation framework in EU were described in our paper which was already submitted to MPHPT at previous public comment. Please refer to our public comment at that.

However, the argument in this 2-2 section was only show the direction of the business expansion of dominant operator(NTT) which based on current TBL and NTT Law. And this argument was based on the dominant operator who has the bottleneck facility, yet.

We can expect to emerge various business model or to enter from other business sector from now on. We need to review the old dominant concept. We introduced SMP concept in EU repeatedly, we would like to emphasize again that the dominant operator is not only bottleneck facility holders.

Thus, we request to secretariat of this draft, to add clearly description that there are need to make discussion again, such as how to regulate and what kind of factor is consisting the dominance of NTT group, from the point of view of new business environment such as vertical business convergence.

~~1種2種の事業区分のあり方については別途審議中とありますが、これらドミナント規制に対する再検討も今後必要となるとの記述が必要です。~~

3. The fiber which was constructed beside highway should be opened, also.

C&WIDC agree to this recommendation of effective utilization of public facilities.

This early of May, Ministry of Land and Transportation invited public comment regarding procedure for using public fiber. We recognize this is one of the step to open all of the fiber which was owned by the government.

However, in this notice, there are not clear yet whether to include Highway fiber or not. C&WIDC believe that the High way fiber should be opened at the same time, and should also be described in this report

4. Activation of the Network resale market.(MVNO)

We also think it is early to impose resale obligation to all of MNO. However, the dominant regulation should be reviewed in the mobile area.

In this report, we can see the describe which MPHPT pointed out the needs to discuss how to regulate the mobile market, comes from some specialty that is limitation of operators based on the limitation of radio frequency. However, this kind of regulation should be discussed by SMP test.

Thus, we should discuss desirable regulation to the dominance from the point of view of ensuring the fair competition, after to determine who is dominant in where.

C&WIDC believes it is effective way to impose some resale obligation to the dominant operator.

~~5 移動体端末における競争環境整備 Number portability, CPS, etc. in 2nd Generation Mobile~~

~~本報告書案、33において、端末レイヤーの競争環境整備は、UIMカードを搭載した3Gにおいて可能となったという表現がとられています。現在日本において主流となっている第2世代の端末においても、番号ポータビリティや優先接続の導入など、技術的にも可能な多くの競争環境整備のための方策が導入されるべきものであると考えます。~~

~~In this report, there are described that the preparation of competition circumstances has been done in the terminal layer by launching the 3G services with UIM card. However, there are some measures to prepare competition condition in 2G terminals, such as number portability, to launching CPS and so on. C&WIDC believes these kind of technical available measures should be launched in even 2G market.~~

~~3G がどの程度の期間で普及するのかが不透明である現在、移動体市場を形成する第2世代における競争環境整備が重要であると思います。~~

~~We also believe there are strong needs in the 2nd generation market to prepare fair competition condition, because nobody knows how long does it take to spread the 3G in nation wide.~~

~~従って、本報告書には、3Gのみを言及するのではなく、第2世代の市場における競争環境整備にも言及すべきと考えます。~~

~~Thus, we request to describe the argument of necessity of preparing fair competition condition in 2G market.~~

6. Technology Neutrality

To ensure the technological neutrality should be concerned not only between old telephone

technology and IP technology but also among current te

7. the rigid distinction of infrastructure market and service market